

事業主各位

東京織物健康保険組合
理事長 高梨 壮雄

令和8年度 保険料（支援金）率について

陽春の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の一般保険料率並びに介護保険料率につきましては、下記のとおり令和7年度と同率とすることを決定いたしましたのでご案内いたします。

なお、令和8年度より新たに「子ども・子育て支援金」が追加されております。

負担割合につきましては、一般保険料及び介護保険料と同様に事業主様と被保険者の方とで折半でご負担いただくこととなります。

記

1. 一般保険料率（現行維持）

保 険 料 率	9. 6%
	(内訳) 基本保険料率 5.603% (※1) 特定保険料率 3.867% (※2) 調整保険料率 0.130%

※1 基本保険料率とは、組合員の保険給付と特定健診等の保健事業の費用に充てるための保険料の割合です。

※2 特定保険料率とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金及び退職者給付拠出金に必要な保険料の割合です。

2. 介護保険料率（現行維持）

保 険 料 率	1. 8%
---------	-------

3. 子ども・子育て支援金率（令和8年度より）

支 援 金 率	0. 23%
---------	--------

※ 事業主様が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。